

所管事務調査報告

民生福祉常任委員会

平成30年6月12日

調査事項	病院事業改革プラン（平成30年2月改訂）について
調査日時	平成30年4月23日午後3時から
調査項目	病院事業改革プラン改訂の内容
調査によって明らかになった事項	<p>①Ⅲ 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</p> <p>1 地域医療構想を踏まえた市民病院の果たすべき役割</p> <p>（2）地域医療の水準を維持向上させる病院</p> <p>「眼科等の市外への流出が多い診療科についても、収支を検討しながら導入を図ることにより、地域医療の水準の向上に努めます」を追加</p> <p>*眼科の白内障手術について、入院等の研修は既に3月に行っており、本年度中の早い時期に開始できると考えているとのことである。</p> <p>*他科については、医師の問題もあるので、どの科が一番早く取り組んでいけるか検討していきたいとのことである。</p> <p>*病院機能評価については、かなり職員に負担が掛かる作業であるが、受けることも一つの選択肢として考えていきたいとのことである。</p> <p>②（4）災害医療の確保</p> <p>「災害拠点病院の指定を受けるための整備を進めます」の前に「まず災害派遣医療チームの体制整備を行い、続いて」を追加</p> <p>*DMATの資格を5名が取得しており、車両と車庫も3月で完了しているが、災害拠点病院となるための非常用電源三日間の供給への整備をどうするか協議している最中であるとのことである。</p>

	<p>*非常用電源タンクは地下に埋設する予定で、効率的に油を上げるには圧送ポンプが必要であり、場所については今後検討していきたいとのことである。また、耐震性がなければならぬとの考えが示され、地震の際の液状化が起きる危険性も含めて、専門家とも協議して対応するとのことである。</p> <p>*災害拠点病院の指定を受ける条件に、海拔の低さは一切支障になってはいないとのことである。</p> <p>*災害の種類によって病院機能が十分対応できるような場合に受け入れるのであり、災害拠点病院だからといって全て受け入れなければいけないということはないとのことである。また、労災病院にもDMA Tがあり病院間での連携はできると考えているとのことである。</p> <p>③IV 経営の効率化</p> <p>2 数値目標達成に向けての具体的な取組み及び実施時期</p> <p>「(3) 一時借入金の削減」を追加</p> <p>*病院事業管理者から、入院患者を確保するために紹介率を上げていくことや、患者の満足度を向上させ、もっと選ばれる病院にしていきたいとの思いが示された。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>今後も月間報告を受けながら、改革プランや収支計画に沿った病院経営となっているか調査及び提言を行っていく。</p>

所管事務調査報告

産業建設常任委員会

平成30年6月12日

調査事項	地方卸売市場について
調査日時	平成30年5月31日午後1時から
調査項目	<p>4月27日の市民懇談会での指摘、意見、要望からの調査である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小野田中央青果株式会社に平成5年から28年まで出された約1億1,400万円の補助金について 2 J Aから仕入れた青果が大量に廃棄されたことについて 3 市場条例違反の疑いについて 4 小野田青果販売が設置された理由について 5 信頼回復のための市場チェック体制について
調査によって明らかになった事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成5年から19年までの補助金は運営助成金の名目で補助金交付要綱に基づき中央青果の健全な経営確保の目的で支出したものであり、26年度から28年度までの補助金は中央青果の累積債務を減少する目的で支出したもので不明瞭なものではない。 2 J Aから入ったものは委託物品で、売れ残ったものは全て小野田青果販売が買い取り、青果販売が各事業所に卸している構造となっているが、その際売れ残ったものが廃棄されたものとする。 3 小野田中央青果と小野田青果販売は別会社と認識しているため、市場条例40条に違反しているとは考えていない。しかし、指摘を受けている、中央青果が100パーセント出資しており、社長が同一人物である小野田青果販売が小売をしていることや、売掛金の精算は原則として3日以内に行うことが守られていないことなど、問題点を精査しできるだけ早く動き、

	<p>今年度内には改善したい。</p> <p>4 小野田青果販売は、中央青果を助けるという意味合いも含め、競りで売れ残ったものの処理、市場の活性化のために設置されたものと考えている。</p> <p>5 今年度から市場の運営の最高責任者として課長決裁程度の決裁権を有する専任の市場長を配置し、売上原票等のチェックを行い、チェック体制を強化している。そして、市場を守っていくためには今後、卸売業者、買受人、出荷者及び消費者の協力も必要だと考えている。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>今後も本市の市場について、注視をしていくのは当然のことである。また、市場について委員の識見の向上のため、他市の市場視察も検討していく。</p>